

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年1月25日（木）午後3時00分から午後5時13分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

### 参加者等

司会者 松 田 俊 哉（横浜地方裁判所第6刑事部部総括裁判官）

裁判官 治 部 宏 樹（横浜地方裁判所第6刑事部裁判官）

検察官 岡 田 和 人（横浜地方検察庁検事）

弁護士 矢 口 統 一（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者5番 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 女性 （以下「6番」と略記）

### 議事要旨

（司会者）

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

この意見交換会は裁判員として裁判に参加していただいた皆様から参加した率直な感想、御意見を伺いまして、今後の裁判に生かしていくと同時に、これから裁判員として参加される方の不安を解消しようとする趣旨で開催しております。どうぞよろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、私は第6刑事部で裁判長をしております松田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、他の法曹の参加者にも簡単に自己紹介をしていただきます。

（裁判官）

裁判官の治部宏樹と申します。先ほどの裁判長と同じ第6刑事部に所属して、裁

判員裁判を担当するようになって1年になります。

日々、裁判員裁判の運用等についていろいろ考えてやっておりますので、皆様の御意見を聞いてよりよい裁判を実現するための参考にしたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(検察官)

私は検事の岡田と申します。横浜地検には昨年の4月に転勤で着任してまいりまして、およそ1年弱になります。検事としての経験は15年くらいになるのですが、裁判員裁判が始まって以降、札幌地検、東京地検、長野地検に転勤して、裁判員裁判を経験しております。数としては、正確に数えていないのですが、数十件くらいは経験していると思います。

本日は大変貴重な機会をいただきましたと思います。是非皆さんの率直な御感想などを伺わせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(弁護士)

弁護士の矢口です。弁護士になって6年目です。

裁判員裁判は2番の方が御担当いただきました裁判ともう一件の2件経験しております。これから3件目の事件が今、係っているという状況です。

今後の裁判員裁判のために皆さんの御意見を是非お聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、意見交換会に入らせていただきます。

本日は五つの事件について、それぞれ御担当いただいた5人の裁判員経験者の方にお集まりいただいております。

最初に私の方から、皆様に御担当いただいたそれぞれの事件について簡略に紹介させていただきます。皆様には、それに引き続いて、まず裁判員として参加した感想や意見などを述べていただきたいと思っております。

それでは、まず1番さんの事件ですが、この事件は20年以上にわたって自宅で

引きこもりの生活を送ってきた被告人が、二人暮らしで同居していた当時76歳の実父に対して、胸や腹等を数回蹴りつけたり木製の座椅子で頭を殴るなどの暴行を加えて、外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、1週間後に搬送先の病院で死亡させたという傷害致死の事案でした。

被告人がこの事件を起こしたことに争いはなく、また、事件当時、被告人が残遺性統合失調症という病気で心神耗弱の状態にあったことについても争いがありませんでした。争点は量刑、すなわち被告人にどのような刑を科すかということでした。

公判では被告人の母親や兄の証人尋問のほか、起訴の前に被告人の精神鑑定を行った医師の尋問、そして被告人質問などが行われました。

検察官は、被告人の医療が必要であるとしても医療刑務所に服役させるべきであるとして、懲役6年の刑を求刑し、弁護人は刑務所ではなく社会内において病院等で治療を受けさせるべきであるとして、執行猶予の判決を求めました。

裁判所は評議の結果、心神耗弱を認めた上で、懲役3年、5年間執行猶予の判決を言い渡しました。

1番さんには審理や評議で合計6日間、裁判所へお越しいただきましたが、この事件に参加した感想等をお願いいたします。

(1番)

裁判員を初めてやらせていただいたのですけれども、全く中高の道德の時間や社会の勉強が好きだったわけでも、点数がよかったわけでもないで、できるかなと思ったのですけれども、是非やってみたいなと思って、当たって本当にうれしかったです。

やらせていただいて、6日間こんな流れで、いつもテレビのニュースで判決はこうでしたと映像とともに出てくるので、へえ、人を殺してこれだけの罪なのか、などと家族で言いながら見ていたものが、手にとるように毎日みんなで評議したり話し合ったり、わからないところは聞いたりして細かくやっていくうちに、こんなに細かくやられているのだな、裁判ってすごいなと改めてびっくりしました。

裁判員の方々もとても熱心にいろいろな質問をされたり、みんなの意見が合ったときは、ユーモアを交えて、どうしてこうなったのだろうかという話をしたりとか、それぞれの経験とか持っている専門性のところから質問したりとか、とても私にとってはいいい経験になりました。

これは、素人の私が思ってもきっとこれは単純な事件なのだろうなと思っていたのですけれども、それでもこれだけいろいろと審理が行われていくのだなと思って、びっくりしたことを1年半ぶりに思い出しました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、次に2番さんの事件です。この事件は同棲していた男性から交際を解消させられたことなどを恨んで、その恨みを募らせた被告人がその男性らが居住する木造2階建てのアパートに放火しようとして、その家屋の外壁に接着して置かれていた塩化ビニール製の物置に、持っていたアルコールをかけた上、火をつけるなどして、その物置を燃え上がらせ、その火を家屋に燃え移らせて燃やそうとしたが、元交際相手の男性に火を消し止められたために家屋の外壁を焦がしただけで終わったという現住建造物等放火未遂の事案でした。

この事件では、まず被告人が犯人なのかが争われ、また、犯人は被害者の家屋そのものではなく外壁に接着して置かれていた物置に火をつけていることから、家屋を燃やすために放火したと言えるかなどが争われました。

これに加えて弁護人は、被告人が犯人であるとしても、被告人は解離性同一性障害という病気にかかっており、放火の故意がないか心神喪失の状態にあったと主張し、被告人も自分とは別の人格であるセカンドがこの事件をやったと思うなどと述べて、責任能力も争いとなりました。

公判では消防士や警察官、元交際相手の男性、被告人の母親、妹、被告人の元夫の証人尋問が行われ、その他に起訴前に被告人の精神鑑定を行った医師、起訴後に裁判所の依頼に基づいて精神鑑定を行った医師、被告人の主治医の3人の医師の尋

問、そして被告人質問などが行われました。

検察官は、被告人が本件放火の犯人と認められるとした上で、被告人は解離性同一性障害にかかっておらず、仮にかかっているとしても責任能力に問題はないとして、懲役5年を求刑しました。

他方、弁護人は、被告人は犯人ではない、仮に犯人であるとしても責任能力がないから無罪であるという主張をしました。

裁判所は評議の結果、被告人が本件放火の犯人であることを認め、その上で被告人は解離性同一性障害にかかっていたことが犯行に相当程度影響を与えた疑いは否定できないとしましたが、責任能力については問題がなかったとして、懲役3年、5年間執行猶予、付保護観察の判決を言い渡しました。

2番さんには審理や評議で合計11日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは2番さんから、この事件に参加された感想等をお願いいたします。

(2番)

まず11日間、裁判所に来て公判に立ち会ったり、みんなと議論したりということで、これは結構長かったというのが非常に印象として感じました。

この事件が解離性同一性障害という、いわゆる二重人格と呼ばれる被告人が登場して、私はやっていなくてセカンドがやったのだという主張をしていたというケースだったのですけれども、その人の気持ちになって自分が考えることは難しいということがありましたし、また、弁護側の証人の方、検察官の方の証人の方、医師の方、みんながいろいろな違うことを言って、同じ話なのに、こんなにみんな違うことを言うのかというのがいろいろあって、非常に難しかった思いがあります。

ただ、裁判官の方がその議論でも非常にうまくリードしてくれたという印象で、割とわかりやすく、一つ一つ問題を分けて、これに関してはどうだというふうに一点一点決めていって議論していったので、最後はみんなが納得できるような結論ができたのではないかと私は捉えています。

私も裁判というものに触れること自体が初めてだったのですけれども、事実を一

一つ一つ積み上げてやっていくという進め方に初めて触れまして、私自身は非常にしつかりやっているなど、言い方は変ですけれども、いい感じで進めるなという印象は受けました。

途中でお医者さんが出てきたときに、専門用語を使って、例えば精神科医の診断基準がアメリカの基準と世界保健機構の基準が二つあって、それをどう解釈するかみたいな非常に難しい問題が出てきたりして、その辺は難しかったかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、3番さんの事件です。この事件は被告人が早朝の路上で帰宅途中の女性に強いてわいせつな行為をしようと考え、カッターナイフを持った腕を被害者の背後から首に巻きつけて、「こっちに来いよ」、「けがするよ」と申し向けなどした上、近くの公園に連れ込もうとする暴行脅迫を加えて、強いてわいせつな行為をしようとしたものの、抵抗されたためにその目的を遂げず、その際、被害者に加療約10日間のけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事案でした。

被告人が本件当時の記憶がないなどと述べていたこともあって、被告人がこの事件の犯人か否か、犯人であるとして被害者に暴行、脅迫を加えたときに被告人にわいせつ目的があったかどうかということが争われたほか、責任能力についても争いがありました。すなわち弁護人は、被告人が犯人であるとしても、被告人は事件当時アルコール急性中毒等の影響により心神喪失の状態にあったから、無罪であると主張しました。

公判では被害者の証人尋問や被告人質問が行われたほか、起訴後に裁判所が依頼した鑑定人の尋問も行われました。

検察官は、被告人が本件の犯人であり、わいせつ目的もあったとした上、責任能力にも問題はなかったとして、懲役6年を求刑し、弁護人は被告人は犯人ではない、仮に犯人であったとしても、わいせつ目的はなくアルコール急性中毒等の影響で心

神喪失の状態にあったから、無罪であると主張しました。

裁判所は評議の結果、被告人が犯人であり、わいせつ目的も認められるとした上で、責任能力に関しては、アルコール急性中毒等の影響により事理弁識能力、行動制御能力が一定程度低下していたことは否定しがたいものの、これらの能力は失われておらず完全責任能力があったと認めて、懲役3年4か月の実刑判決を言い渡しました。

3番さんには審理や評議で合計6日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは3番さんから、裁判員として参加された感想等をお願いいたします。

(3番)

最初、抽選のときには、半ば外れてほしいという気持ちと当たった場合にはやはりやろうかなと、相反する気持ちが両方ありまして、抽選に当たって腹をくくりまして裁判に臨みました。

今のお話にありましたけれども、それに加えて、被告人の方は、先ほどの2番さんのように解離性障害ということを主張されて、お医者さんの方もその点について触れておりました。ただ、直近のアルコール性障害の方で心神喪失、心神耗弱といったような感じの論点になったかと思います。

事実関係につきましては、証拠がしっかりそろっておりまして、さまざまな言動も全てかなり再現できておりまして、犯人であるかないかということに関しては、一応弁護側は否定はしていますけれども、あまり争う意思はなかったかなと思います。

ただ、よく一般に言われていることですがけれども、裁判官は事実に着目して、裁判員は人に注目すると言われていきますけれども、私もやはり最初はかなりどんな人なのだろうかということに意識が向きます。事件であれば、事についてしっかりと押さえて、その上の論理で組み立てていくというのがもちろん鉄則だと思うのですが、こういう精神的な問題が絡んでくる場合には、やはり人に着目せざるを得ないのではないかと思います。

あまり議論の中で論点にはならなかったのですが、解離性障害ということが少し気になりまして、この事件があつてから2冊ほど解離性障害の専門書を読んで、彼が犯行当時に持っていた所持品のトートバッグの中に、仏教書が入っていたのです。一般的な仏教書と、ある特定の宗派に関する仏教書が入っていました。それも買い求めて読んだのです。少しでも被告人のことを理解しようとしたのですけれども、やはり限界があります。

結果的には解離性障害は全く論点にはならなかったのですが、本人はかなりそう主張していて、仮にお酒とその症状とが一緒になって、2番さんと同じように別人格が出てきたという可能性は無きにしも非ずです。

多分精神障害についての社会的認知というのは、時代とともに変わってくるのかなと思います。

例えば、諸外国とか正式なところはわかりませんが、私が中学生のころは、基本的人権を勉強していたわけですが、その時点で性同一性障害が問題になることはなくて、子供同士でそういったことの悪口を言ったりして遊んでいたわけです。それが今では、性同一性障害はかなり論点になっています。

精神障害においてもPTSDとか統合失調症というのは完全に社会的に認知されていますけれども、解離性障害については何かよくわからない部分もあつて、ひょっとしたら10年、20年先にはそれが認知されてきて、かなり影響を与えて、心神耗弱という形になってくるのかもしれないと。

こういうのを考えると、その時、その時でだんだんとより認識が高まっていくにつれて、外国では例えば子供時代にDVを受けたというだけでかなり量刑も軽くなると聞いていますし、そういった意味では、絶えず社会的なそういう場面、医療とか、あるいは社会的ないろいろな規範意識もかなり変わってくるので、これがまた10年後、20年後がそのままとはならないのかなと。やはり時代とともに少しずつ変わっていく、そういう部分が裁判員制度というものを取り入れているのかなと、そんな感じを持ちました。

6日間の議論については、すばらしい裁判官ですので、とてもきれいに論点を整理していただいて、事実関係に関しては本当にしっかりとした議論ができたなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、5番さんの事件です。この事件は被告人が知人の家に放火しようと考えて、家の中に侵入した上、和室の畳の上に置かれていた衣類にライターで点火して火を放ち、その火を和室の柱等に燃え移らせて焼損したという住居侵入、現住建造物等放火の事案でした。

被告人の犯行であることに争いはありませんでしたが、責任能力が争われました。すなわち被告人はもともと精神遅滞の状態にありましたが、この事件で起訴されて保釈された後、知的障害者が行政から支援を受けるために必要な手帳の交付を受ける手続をとった際に、知能検査を受けて、中度知的障害という判定を受けました。

そこで弁護人は、精神障害が中度知的障害である被告人は本件当時、心神耗弱の状態にあったと主張しました。検察官は、被告人の精神遅滞は軽度であって完全責任能力があったと主張しました。

公判では被害者であるその知人と、被告人の父親、捜査段階で被告人の簡易鑑定を行った医師、知能検査を実施した心理判定員の証人尋問、被告人質問などが行われました。

検察官は被告人の責任能力に問題はないとして、懲役5年を求刑し、弁護人は心神耗弱を主張して、執行猶予付きの判決を求めました。

裁判所は評議の結果、被告人には完全責任能力があったとし、弁護人の心神耗弱の主張は認めませんでした。軽度ながら被告人の精神遅滞が被告人の判断や行動に影響している可能性が高いことを酌むべき事情として考慮し、懲役3年、5年間執行猶予、保護観察の判決を言い渡しました。

5番さんには審理や評議で合計6日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは5番さんから、裁判員として参加された感想等をお願いいたします。

(5番)

私が担当した事件は住居侵入，現住建造物等放火ということで，放火という重大な事件ではありますけれども，人が死んだりとか，犯行現場のすごい写真を見たりして気分が悪くなるといったような事件ではなかったもので，ほっとしています。

その判決のポイントというのは，被告人の精神遅滞の程度であったと思います。

ただ，その判決に至るまで弁護側の方から，お父様が出席されていろいろお話を聞いたり，あるいはその逆に，検察側の方からいろいろな尋問のお話をお伺いしまして，その度ごとに自分としての考えがこっちに振れたりあっちに振れたりするようなことがあったのですが，話を聞いているうちにだんだん自分の考えがまとまったというか，裁判官の方の助けによっていろいろな意見がまとまってきたのだと思います。

もし，自分がたった一人で裁判をやったとしたら，果たしてこんなに冷静に考えられるものだろうかと思った次第です。

やはり裁判というのは，何人かの人で話しながら結論を導いていく必要があるのだろうなと思いました。

ただ，一方，私のように裁判についてど素人の人間が裁判員として出席するわけですので，裁判官の方の御苦勞というのは本当に大変なものだろうなと思いました。

第一印象としてはそのようなところでございます。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは最後になりましたけれども，6番さんの事件です。この事件は被告人が知人の男性に対して，顔面を殴ったり胸や腹を踏みつけたりする暴行を加えて，心臓損傷等の傷害を負わせ，その場で出血性ショックによって死亡させたという傷害致死の事案でした。

被告人は以前から快く思っていなかった被害者が被告人のポイントカードのポイ

ントを無断で使用したことに気が付いて腹を立て、被害者方に行って問い詰めたところ、はぐらかすような態度をとられたことから憤慨して犯行に及んだというものでした。

被告人が被害者に暴行を加えて死亡させたことに争いはありませんでしたが、責任能力が争われました。すなわち被告人には軽度の精神発達遅滞があったところ、弁護人は被告人がそれ以外に統合失調症等にかかっていた疑いがあり、これらの精神障害の影響で被告人は自己の行動をコントロールする能力に問題があったとして、心神耗弱の状態にあったと主張しました。

公判では被告人質問のほか、裁判所の依頼に基づいて被告人の精神鑑定を行った医師の尋問などが行われました。

検察官は被告人の責任能力に問題はなかったとして、懲役7年を求刑し、弁護人は、被告人は行動制御能力に問題があったとして心神耗弱を主張して、執行猶予付きの判決を求めました。

裁判所は評議の結果、被告人の軽度精神発達遅滞が犯行態様に与えた影響は限定的であったとして、完全責任能力を認めた上で、懲役6年の実刑判決を言い渡しました。

6番さんには審理や評議で合計5日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは6番さんから、裁判員として参加された感想等をお願いいたします。

(6番)

一番難しかったところは、やはり精神発達遅滞の状態であったかどうかということだったと思います。

鑑定人の先生のお話もありましたけれども、初日の午後だったと記憶しておりますが、自分自身も参加し始めの、午前中に検察官の方や弁護人の方からのお話を伺ったりして、何だか急に異世界に入った段階で、1日目にいろいろなことを考えたといえますか、情報を聞かなければいけないような状況でした。午後の鑑定人の先生の内容は、みんな、うんうんという内容で、その先生の言っている内容を解釈す

るみたいな日があったように記憶していて、精神的な発達遅滞の知識も皆もちろんない状態で、また、この事件とも向き合っていかなければいけない状態、そして、傷害致死ということですので亡くなっている方がいらっしゃるという状況でした。ですが、よくよく考えればそういうこともあるだろうという理解はできたのですけれども、最初にポイントカードを勝手に使われたということでしたから、普通の感覚でいくと、それだけで人が亡くなってしまうことに至るのかというようなことですとか、すごくいろいろなところでさまざまな議論が生まれたと思います。

それが最終的にはゴールに近づいていったというのは、もちろん裁判官の方々の導きもありましたし、資料もとてもわかりやすかったなと思います。わかりにくいであろうというところは議論の時間をすごく設けてくださったり、参加の裁判員の中でも、例えば7人中、一人でも置いてきぼりになってしまうようなときには、その人の観点で立ちどまってといいますか、その人に少し時間を割くといいますか、全員がある程度理解して先に進めようというところがあったようには感じます。

さまざまな年代が参加しておりましたので、さまざまな考え方を最後のゴールに導くというのはすごいなという感想です。

自分自身もこれに参加して経験できたということは、テレビでまたそういうような事件を見たときにも、こういうところで争っているのかとか、ここは特に争いがないところなのかなというふうに、少しニュースの見方が変わってきたなと思いますので、ここも少し役立つ経験だったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

ただいま経験者の皆様から裁判に参加された感想等を伺いましたが、法曹の参加者の方で質問等があればしていただきたいと思います。

(検察官)

今回皆さんに参加いただいた事件は、主に責任能力が問題になっているような事案が多いのかなと思いました。

先ほど6番さんがおっしゃられていましたけれども、精神鑑定を行ったお医者さんの説明を聞くという事件が多かったのではないかなと思います。精神鑑定の世界というのは我々プロの法律家にとっても、結構内容が難しかったり曖昧だったり、どういうことがなされているのかというのが、理解が結構ハードルが高いというのが実際のところですよ。

特に慣れていらっしゃらない皆さんですと、先ほど6番さんのお話だと、鑑定人の方のお話の内容を理解するための日があったという形で、結構そのためにかなりのエネルギーというか、最初はなかなか入っていけなかったのではないかなと思います。

それが最終的に評議に至るまでの間にどのような過程を通じて理解をして判断することができるに至ったのか、鑑定人の方の説明を聞いてどのように理解することができたのか、あるいはこういうふうに説明があったらより早く理解できたのになと思うようなところで、もしお気づきの点がありましたら伺いたいと思うのです。

(司会者)

まさにこれからその問題に入るので、後でまた皆さんに伺いたいと思います。6番さんだけでなく、他の方も同じような問題を抱えていると思います。

(弁護士)

私もお聞きしたいところはまさにそこでして、スケジュールを見せていただいたら、1番さんが参加した事件はお医者さんの尋問があってから被告人質問という順番だったと思います。

2番さん、3番さん、5番さんの事件は、逆に被告人質問があって、医師の尋問が後というスケジュールで、6番の方は少し異例でして、被告人質問があって、間に医師の尋問があって、また被告人質問があるというスケジュールだったかと思うのですが、なかなか御自身の中で他と比べるのは難しいのかもしれないのですが、その順番スケジュールについて、どちらが先だったからこういうことが理解できて

よかったとか、逆だったらこういうことが聞けたのではないのかという御指摘があればお聞かせいただきたいなと感じました。

(裁判官)

私からは、責任能力は、個々の事件によって病気の理解とかにかかるとか難易度とかも違うかと思うのですけれども、評議というか、話し合いの時間とか考える時間が皆さんのスケジュールで十分だったかどうかという感触も伺いたいなと思っています。

(司会者)

今日は皆さん、責任能力が絡む事件を担当していただいた方にお集まりいただいたのですが、先ほど岡田検事も言われましたけれども、裁判官も検察官も弁護士も法律の専門家ではありますが、精神医学の専門家ではございませんので、責任能力が問題になる事案ではかなり苦労するというのは皆さんと同じです。

念のために確認させていただきますが、今日、御参加の方で、精神医学に結構通じている方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですね。

では、「責任能力」という言葉は裁判に参加する前から知っていたという方はいらっしゃいますか。

1番さんと2番さんですか。

(2番)

言葉は知っていた。

(司会者)

聞いたことはあるということですね。内容はよくわからない、何となく知っているということでしょうか。

(2番)

法律でいう言葉と我々が考えている言葉は結構ギャップがあって、そこら辺が少し。

(司会者)

言葉としては3番さんも一応聞いたことはあったということですね。

他の方はいかがですか。5番さんも6番さんも聞いたことはありましたか。

(6番)

言葉としてはあります。

(司会者)

例えば1番さんは、事前に責任能力とはどういうものだと理解していましたか。

(1番)

事前に思っていたのは、起こしてしまったことに対して自分がわかっている、責任が持てるのが責任能力があるということで、責任能力がないというのは、起こしてしまったことすら、解離ではないですけれども、自分ではない病気がそうさせてしまった、そういう場合は責任能力がないというのではないかなと思っていました。

(司会者)

責任能力がないとどうなるかというのは、わかっていましたか。

(1番)

ないと、それは病気なのだから、罪には問われない。

(司会者)

無罪になるということですね。

他の方もそんな感じですか。責任能力がなければ無罪になるということは、皆さん、何となく理解されていませんか。

それぞれの事件の審理や評議の中で責任能力について、検察官、弁護士、あるいは裁判官の方から説明があったと思いますが、これから話を進めていく前提として、責任能力が何かということを示しただけ話させていただきます。

例えばAさんという人がいて、そのAさんが他人であるBさんを殺害したとします。そのことについてAさんの刑事責任を問うには、Aさんが自分の意思でBさんを殺すと決めたことに対して非難ができることが必要です。非難できる場合のことを、Aさんには責任能力があるといいます。

日本の刑法39条には、責任能力に関して、心神喪失者の行為は罰しない、要するに心神喪失者の行為は無罪となると、また、心神耗弱者の行為はその刑を減輕する、すなわち刑を軽くすると書いてあります。

事件を起こした当時、犯人が心神喪失の状態にあった場合は、それがどんな大きな事件であっても無罪になるわけです。また、心神耗弱の状態であれば、刑が大きく減じられるということになります。法律に書いてあるのはこれだけです。

そして、判例などによりますと、心神喪失というのは、精神の障害によって自分の行動がよいことか悪いことかを判断する能力、事理弁識能力といいますけれども、そういう能力がないか、又はその判断に従って行動する能力、行動制御能力といいますけれども、こうした行動制御能力がない状態とされています。

また、心神耗弱というのは、精神の障害によって事理弁識能力又は行動制御能力が著しく劣っている状態であるとされています。

被告人の精神状態が心神喪失や心神耗弱に該当するかどうかは、医師による医学的な判断ではなくて、裁判所が行う法律的な判断であるとされています。

ただ、事理弁識能力にしても行動制御能力にしても、そうした能力があるかないか、あるいは著しく劣っているかどうかということを実際に判断するのは非常に難しいわけです。

それでは、まずそれぞれの事件で、責任能力が問題になっていましたが、検察官や弁護人からどのような説明があったか、それがわかりやすかったかどうかということ伺いたいのですが、責任能力に関してどのような説明があったかということ覚えていらっしゃるでしょうか。あるいは内容はあまり覚えていないけれど、よくわかったとか、何となくわかったとか、全然わからなかったとか、何でもいいのですけれども、何かありますか。その説明だけではわからなかったが、後から例えば裁判官がフォローしてくれたのでわかったとか、そういうのもあると思うのですけれども。

法廷での説明だけで、理解できたという方はいらっしゃいますか。

2番さんはどうですか。難しい事件だったと思いますけれども、責任能力についてはいかがですか。

(2番)

多分弁護人の方が最初、無罪を主張されていたと思うので、それは責任能力がないということで、病気、精神障害だからということだったと思うのですが、特に心神喪失とか心神耗弱とか、完全責任能力の三つの分類しかないみたいなことで、この三つの分類のどれなのか、そこら辺が結構わからなくて、最終的には完全責任能力というところで議論したのだと思うのです。

完全に責任がとれるのかどうかというのは、確かにこの人は病気にかかっていたみたいだし、でも耗弱かどうかは違うのではないかと、そこら辺の定義と我々が感じる実感とがうまくかみ合わないというか、判断が難しかったというのは覚えています。

(司会者)

責任能力という言葉の説明はあったのですね。

(2番)

ありましたね。

(司会者)

その説明は、なるほどとわかりましたか。それともやはり少し難しいなという感じでしたか。

(2番)

喪失というのは、全く責任がとれないだろうということで、きっとそれは違うのだろうなと思ったのですが、耗弱というのと完全責任能力というものが、耗弱の次は完全かというところ、そこは何かグラデーションがなくて、そのあたりが実感として何かうまくはまらないなという印象はあったのではないかと思います。

(司会者)

その後、裁判官の方で何かフォローがありましたか。

(2番)

あったと思います。

(司会者)

責任能力というのはこういう問題ですよという説明ですか。

(2番)

そういう説明は結構時間を割いてあったと思います。

(司会者)

それを聞いて、何とか理解はできたということですか。

(2番)

ということだと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方はいかがですか。法廷での説明がわかりやすかったか、わかりにくかったかですが。

(3番)

法廷での説明ではないのですが、評議のときに、裁判官の方が心神喪失の話をして、例えをあげてくださったので、私としてはわかりやすかったなと思います。

ただ、心神耗弱についても一般的な我々の神経衰弱のようなイメージからは、かなり敷居が高いなという印象を受けました。心神喪失にしても耗弱にしてもかなり敷居が高いなと。だから、常にギャップはあるなという感じは受けました。

だから、裁判においては、簡単なことではなかなか耗弱とか喪失は認定されないだろうなという印象を受けました。

(司会者)

2番さん、どうぞ。

(2番)

お酒に酔って何かをしてしまうというのは、心神喪失とか耗弱とかではないという説明があったと思います。

(司会者)

そういう説明は裁判官がしたのですか。

(2番)

だと思います。

(司会者)

5番さん、何か覚えていることはありますか。

(5番)

法廷でそういう説明があったかどうかというのは、実は覚えてはいないのですけれども。

ただ、扱っていた事件そのものは、心神耗弱の度合いだったと思うのです。その判断というのは、確かに苦しんだのですけれども、検察側が証拠を一つ一つ説明してくださって、一方、弁護側の方のお話も一人ずつ聞いていく中で、責任能力があるのかなのかというのがだんだん判断できてきたという状況だったかと思います。

(司会者)

6番さん、何か覚えていることがあったらお願いします。

(6番)

やはり法廷での説明は、自分自身が緊張していたというところがあったと思います。しっかり一つ一つの話聞けるかどうかというと、資料と照らし合わせながらモニターを見ながらとか、そこに被告人もいたり、傍聴席にも随分人がいらしたりして、何だかすごくドキドキしながらふわふわ聞いていたような感覚があります。なので、しっかり理解できるようになったのは、本当に評議室に戻って説明を受けてからです。

ただ、今、見返してもしっかりと責任能力とはというところが、何箇所にもいろいろな解釈で書かれているのを見ますので、やはり私たちの事案も精神発達遅滞の影

響がどのくらいであるとか、そういったところで争われていたものでしたので、常にそれをみんながちゃんと理解しているかどうかというのが、いろいろな角度から話を聞いて理解していったのではないかと思います。

その場ですぐに、そういうことかとすんなりわかるという心境ではなかった。もっと落ち着いたような状況であればいいのですけれども、そういう心境にないところで聞いてもという感じではありました。

(司会者)

6番さんの事件ですが、冒頭陳述として最初に検察官と弁護人がプレゼンテーションをするわけですね。この事件で配られたメモを見ますと、それぞれ責任能力というのはこういうものと書いてありますので、多分説明されたのだと思いますが、あまり頭に入ってこなかった感じですか。

(6番)

先ほども少しお話しいたしましたが、初日の午前中にそのやりとりがありまして、本当に何だかもう、というのが正直なところですよ。

(司会者)

緊張がやはりありましたか。

(6番)

緊張といいますか、もう少ししっかり心の準備とか、その前にこの案件についての話を少しする時間があれば心の準備もでき、もう少しこういう観点から聞いていきたいとか、この点をしっかり聞きたいというふうになったと思うのですけれども、本当の素人が初めて会った人と、では法廷に行きましょう、午前10時から始まりますみたいな状況で、そこがむしろもったいないといいますか、午後にも鑑定人の先生の話があって、1日目に本当に詰め込まれていたような感覚があります。

スケジュール的にもあるのでしょうけれども、1日目はしっかり案件を考えるような時間があれば。みんなと少し話を、他人同士のような状況ですので、ざっくばらんに話すというよりは急に集められたようなところだったので。自分がどう解釈

したり、どういう発言をしていいのかというのもちゅうちょしながらの中で、ドラマかニュースかというところにどんと行って、さあ、本番となっても、なかなか気持ちがついていかなかった。

もし二日目でしたら、もう少し何か違ったなという気持ちがあったり、質問もしてみましようと言われても、何をどう質問しようという準備も、結構あっという間に、それをやってみてくださいねと言われたような気がしているので、とてもそこは難しかったとは思っています。

すごくやりがいがあったので、もっと遅い段階だったらもっとやれたのになという気持ちはあります。

(司会者)

初日にいっぱいいろいろなものが詰め込まれていたの、ついていくのが大変だったという感じですか。

(6番)

初日がすごく大切なことというか、そこで聞き逃してはいけなかったり、自分も本当は聞きたいなど、後から思ったりしました。あそこでその質問を出せる人は誰もいなかったというか、それを疑問に思う、その後の議論になっていくのかどうかというのも、みんなふわふわしている状況で、何かのドラマか映画かをその場で1日目に、さあ、見ましようと言われて来たような感じでした。

(司会者)

もう少し審理に余裕があった方がいいのですかね。

(6番)

被告人の方も法廷にいて、直接目の当たりにすることは一般の人にとっては少し動揺があります。そこで初めてこういう事案だということを知って、私の場合は傷害致死というので少し重いなということもありました。それを受けとめるような時間があつたら、もう少しみんな積極的に、本番でいろいろなことを話したり疑問に感じたりできたのかなと思いました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

先ほど自分で本を買って調べたという方は、わからないところを、調べたということでしたが、法廷での説明だけではわからないので自分で調べたという方はいらっしゃいますか。責任能力とは何かとか、そこで問題になっている病気の名前を調べたとか、本を読んだりインターネットで調べたとか、そういうことをされた方はいらっしゃいますか。

(2番)

解離性同一性障害についてはどういうものだろうとか、何が原因なのだろうとか、そういうのは調べたりしました。

(司会者)

他に自分が扱っている事件の病気の名前がよくわからないので、調べてみたという方はいらっしゃいますか。

(6番)

軽度精神発達遅滞というのが一般的にどういったものなのか、専門的な言葉がどんな感じの解釈なのか、障害者といってもすごく広いものですから、それはインターネットとかで少し調べてみました。

(検察官)

関連する質問になると思うのですが、鑑定人の先生の説明、お医者さんの鑑定人ということで説明があった事件が多いと思うのですけれども、それを聞いた感想はどうだったのか、わかりやすかったのか、わかりにくかったのか、そのあたりをまず率直に伺いたいと思います。

(司会者)

それでは順番に1番さんはどうですか。お医者さんの尋問とかがあったと思いますけれども、その話はどうでしたか。

(1番)

鑑定医の先生のお話は、そんなふうに先生のお話が来るのだろうかと予測はして  
いました。前日に被告人のお母さん、お兄さんの話を聞いていましたから、普通で  
はないなとみんな思っていたので、先生の話聞いて納得という感じはしました。

ただ、ずっと先生は長い間、引きこもっている被告人のことを見ていないのに、  
喪失、耗弱をはっきりと、絶対に耗弱であると言っているのはなぜなのだろうかと  
疑問は出ました。

(司会者)

2番さん、鑑定医やお医者さんの説明はどうでしたか。

(2番)

お医者さん、鑑定医の方は二人、裁判所の指名した鑑定医の方と検察の指名した  
鑑定医の方、二人が説明されたのですけれども、正直言うと、難しいのですね。生  
育歴みたいのを話していくのはいいのですけれども、途中、その解釈もこういうこ  
とだからこうだという解釈もいろいろあって、最後に二人の先生の見解が分かれて、  
片方は解離性同一性障害ではない、詐病であるということと言って、もう一人の先  
生は解離性同一性障害があると、違った結論を出したので、結論は、この先生はこ  
ういう意見、この先生はこういう意見というのだけははっきりわかったのですけれ  
ども、どちらの方が正しいというに変ですけれども、どちらの方が参考にすべきな  
のかというのがわからなくなりました。その辺を整理して、ではこういうふうに考  
えましようとするのが結構難しかったです。専門的な学術用語なども出てきたので、  
そこら辺の解釈みたいのも分かれて、全体的には非常に難しかったですね。

(司会者)

3番さんも同じ質問なのですが、いかがですか。

(3番)

一応、鑑定の方のお話はわかりやすかったと思います。解離性同一性障害もここ  
ら辺がという話もございました。

ただ、弁護側の方の論点の中に、その点を主要な論点とはしていなかったように

思います。そうしたこともあって、2番さんのような二つの見解のどちらかという場面はなかったですし、実際の中でもこの点を主要な論点としているものはなかったです。

ただ、私自身はやはりその辺がしっくりいかなかったなという印象は持っています。例えば被告人の所持していたバッグの中に、本人は全く記憶がないと言っていますけれども、女性の生理用品をとって集めていたと。バッグに入れているわけです。と同時に、その中に先ほど少し触れた宗教の本も一緒に入っているわけです。そういったところが少し合理的な見地から理解できるかということ、今ひとつ納得いかない部分もあるということです。ただ、それが論点になっていないので、あくまでも起きた事実、そして一旦心神耗弱、心神喪失がないということが認定された後では、そういったものはむしろ議論にはなりませんので、その辺は今、思い出してもどうなのかという気持ちはあります。

(司会者)

5番さん、特にお医者さんの説明等については、いかがですか。

(5番)

医師ともう一人、市役所か区役所の心理判定員の方の説明があったわけなのですが、医師にしる、心理判定員の方にしる、説明につきましてはそんなに難しいことはなく、確かに一部専門用語はあるのですが、一般の人にもかなりわかりやすく説明いただいたので、一応理解はできました。

特に精神科医の医師の方は、すごく説得力というか自信を持って説明をしているように見えました。その説明を聞いて、かなり被告人の精神状況、知的障害の程度とか、そういう状況を把握することができました。

一方、もう一人の心理判定員の方は、弁護人の方が呼んだ方なのですが、これは市役所だか区役所だかに勤務されている方だと思います。医師とは違いますので、弁護する方の証人としては少し弱いという感じはしましたけれども、区役所だか市役所だかの仕事をしている方ですので、そういった観点からの説明になってしまっ

たものだと思われます。

いずれにしろ、説明自体はそんなに判断に苦しむというところは特にございませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さんは先ほど、初日の午後にあったのでいろいろ難しかったということでしたけれども、何か付け加えることはありますか。

(6番)

鑑定人の先生が少し曖昧さといいますか、回答に一貫性がなかったものですから、少しわかりにくい言葉に対して私たちから質問するような場面でも、質問の回答が、先ほどと少し違うような解釈にとれてしまうなというところがありまして、この資料の中にもありますけれども、その鑑定人の証言の解釈をどう理解していくかというので、その先生が言われたことの趣旨は一貫性がなかったような感じに捉えています。それを信用できるかどうかというような観点からも議論を進めていったと思うのです。

なぜ、普通に考えて先生の言うことをスムーズにストレートに、そうなのだと1回で納得できないものなのかなとは感じましたし、難しい内容であったにせよ、難しいところであるからこそ、わかりやすくストレートにみんなが理解できたらよかったかなという感想は持ちました。

その点ですごく議論をしなければいけなかったなと思ひまして、最後の判決文の中にも、文言が入るぐらいのところでしたので、わかりにくさはあったなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、どうぞ。

(2番)

少し付け加えると、先ほどお話しした精神科医の先生、二人の結論が違った場合に、今はこう解釈されているから、今の基準で考えた方がいいよというところが割と決め手になって、同意したのかなと思います。

ただ、その結果として、解離性同一性障害に罹患しているということになると、弁護人の言われるように、これは責任能力がないのではないかという議論が出てきて、では、どうするのかみたいな、それはまた難しくなってしまったということがありました。

(司会者)

ありがとうございます。

(検察官)

今の2番さんの事件でいうと、もう片方の鑑定の方の判断については却下したということだと思うのですが、そのもう一方の鑑定人の方に対しても質問する機会などがあったかと思うのですが、その判断の決め手となった分かれ目のような部分について、何か弁明の機会ではないですか、そういう観点ではどうなのかという反論の機会といいますか、そういう観点で質問はできていたのでしょうか。

(2番)

できていなかったですね。結局、証人の方というのは、1回説明してそれきりなので、そこら辺は、言われてみれば、全体的に少し不満を感じるころもあって、結局、話を聞いた時点では情報がわっと来るわけで、全部消化しきれなくて、後で評議をして、こういうことなのではないかというふうにみんなで議論をする中で少し問題点がクリアになってきました。ただ、それを確認する術がすでにないということなので、そうなってしまっただけは、後は与えられた情報の中でどう解釈するのかということになってしまうから、その辺はやむを得ないかもしれないのですが、弁明ではなくても、聞ければ聞いてみたいということはありません。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

先ほど矢口弁護士からもあったのですが、被告人質問と鑑定したお医者さんの尋問との前後というのは、どういうふうに設定しているのですか。例えば被告人質問を原則先行させるとか。検察官はどのようにお考えになっているのですか。

(検察官)

もう本当に裁判所次第といいますか、事案によりけりかと思うのですが、やはり事件の内容を前提にして、過去に責任能力が問題になった事件のときは、例えば病気について、被告人が何と言っているのかが鑑定の判断にとってかなり重要な要素を占めるとか、そういった被告人の話を先に聞かないと鑑定の理解が追い付いてこないという場合には、やはり先に被告人から話を聞いた上で鑑定人から話を聞いた方がいいですねという形で順番を設定します。そのあたりは事前の打ち合わせの段階、公判前整理手続というのをやるわけですが、その段階で裁判官や検察官や弁護人から意見が出た上で設定されるということです。

必ずしもどちらが先ということはないのですが、精神鑑定の場合はやはり先に被告人から話を聞いてから鑑定人という順番の方が多いのかな。どちらとも言いきれないとは思いますが、そんな印象であります。

(司会者)

責任能力が問題になる事案は、裁判員の方にいろいろ理解していただくことがありますが、普通の事件と違って、特に責任能力が問題となる事件で気を付けていることはありますか。

(弁護人)

やはり3番さんでしたか、一番初めのときに、裁判官は事実を見て、裁判員は人を見てという話で、別に裁判官、裁判員に限られたことではないと思うのですが、責任能力というのは一般論の話ではなくて、当の被告人自身に関わることで、やはり被告人の声に耳を傾けていただければというのが弁護人側からの意見ではあります。

これが先ほどの質問と重なる部分ではあるのですが、やはり医師のプレゼンテーション、尋問がいかによろしかったとしても、その医師の尋問と目の前にいる被告人自身とがうまく重なり合わなければ、結局、医師の意見というものをうまく理解していただけないと思ひまして、となると、やはりどちらを先に裁判員の方に見ていただく方が効果的なのかというのは、今後の裁判員のためにもお聞かせいただきたいところであったわけです。

(司会者)

1番さん、今の質問で何かお答えになることがありますか。

(1番)

この件しか知らないんで、他と比べることはできないので、ちょっとわからないのですが、お母さんが来て、お兄さんが来て、鑑定医が来て、最後に被告人なので、決まっているでしょという気持ちで被告人をどうしても見てしまったかなという気は、今そう言われてみて思ひました。

(司会者)

お医者さんの尋問では、大体最初にプレゼンテーションとして、パワーポイント等を使って、そのお医者さんが鑑定した内容を10分とか20分説明して、その後、検察官や弁護士が質問して行って、最後に裁判所が質問することが多いのですが、皆さんの事件もそんな感じでしたか。

パワーポイントの説明でわかりにくいところはなかったですか。まず最初に説明した後、質問を受けるというやり方はどうですか。

普通の証人尋問であれば、これはどうですか、これはどうですかと質問して答えてもらうのですが、お医者さんの鑑定尋問の場合は、最初にプレゼンテーションで説明してもらってから、質問を受けるというスタイルなのですが、わかりやすかったですか。多分、2番さんの事件でもそのスタイルが多かったと思ひますけれども。

(2番)

そうでした。わかりやすいというか、他に方法があれば別ですけども、この方法が全然間違っているとか、わかりにくいということはないと思います。

ただ、1時間ぐらい本当に難しい話も含めてずっとしゃべられてしまうと、結構疲れてしまうというところは、正直言うとありますね。

(司会者)

最後に質問をする時間がありますが、お医者さんに質問された方はいますか。

(6番)

確かしたと思うのですけれども。

(司会者)

どんなことを質問したか覚えていますか。

(6番)

したと思うのですけれども、こういっては何ですが、とにかくわかりにくくて、ううん、何だろうなという状況でしたので、こういうところはどうかみたいな、先生を問い詰めてしまうような質問の内容でした。

質問の前に1回評議室に戻り、どんな質問をするかを裁判員の方たちとまとめましょうというところがあったのですけれども、わかりにくくて、それでも何分か後に質問のタイミングが来てしまって、結構強い語調で問い詰めるような感じの質問になってしまったような気がしています。

(司会者)

質問をしたかったけれど、難しくて、できなかったという方はいませんか。本当は質問したかったけど、わからないことがあったけど、専門家にこんなことを聞いて、どう思われるかといった気持ちもあって、ためらってしまったということはなかったですか。

(2番)

特にはなかったと思います。質問は過去の解離性同一性障害に対する治療経験とか、そういうことを質問したという記憶があります。私だけではなくて裁判官の方

から、そんな質問があったと思います。

(司会者)

裁判所の立場から何か言うことはありますか。わかりやすい審理のためにこんなことをしなければとかどうですか。

(裁判官)

尋問は専門用語が出ることもありますし、難しいと思うので、それに関連して2番さんに伺いたいのですけれども、検察官の方の証拠の医者プレゼンテーション資料を拝見すると40ページ程度あるのです。それだけたくさんの専門的な説明をされて、集中できたかとか、周りの裁判員さんでそういうのはどうでしたか。

(2番)

集中できたと言われると、正直に言うと全部が全部、集中できなかったかもしれないと思います。

だから、本当に情報だけばっと与えられて、最後の結論ははっきりわかりますので、特に検察官側の証人の鑑定の先生は詐病だと言ったことがすごく印象に残っていて、うそをついていると。だけれどもその他の、なぜそうなのかというその論理構成みたいなものは1回情報を持ち帰った中で、評議をする中で少しずつ理解していったという構成だったと思います。

(裁判官)

正確な説明をしたいということで、多分詳細な説明を医者はしてくれたのだと思うのですけれども、ある程度情報を絞って短くするのと、1回はばっとまとまった詳細なものを与えられて後で消化するというのと、どちらが望ましいですか。

(2番)

必要な部分だけで済むものであれば、その方がいいのだと思います。

でも、これは被告人の方の刑に服するか、しないかということがかかっていますので、あまり簡単に済ますのはどうかなという気もします。

(裁判官)

確かに難しいところはあると思いますね。

分量の点で少し気になったので、ありがとうございました。

(司会者)

お医者さんによって、説明が上手な人とあまり上手ではない人がいるのか、それとも、やはり事件の内容で、あるいは鑑定事項の関係で、どうしても難しくなってしまうのか、難しい話を上手に話せる方もいるのか、そのあたりはどうなのですか。岡田検事の経験からして、いかがですか。

(検察官)

両方だと思いますね。比較的いろいろな精神障害、精神病がある中で、精神鑑定は2番さんの事件でも御経験されたとおり、専門家同士も判断が分かれてしまうということが往々にしてあることなのですが、その多くの専門家がほとんど同じ意見を出すというような案件もあったりしまして、そういう結論が分かれにくいといえますか、比較的専門家であれば同じ結論に結びつきやすいものは説明もしやすい事件になってくるのだと思います。

ただ、微妙なボーダーライン上といえますか、判断が分かれやすいような難しい事案になってくると、やはり説明も専門的で、細かく説明しないとその判断の過程が伝わらないということが出てしまったりするので、そういうところはある程度難しくなってしまうという傾向があるのかと思います。

あと、やはりお医者さんによる差というものもあるかなという気がします。お医者さんは医学の専門家ですので、特に精神鑑定などをやられているような大学の先生だったりすると、学会に参加して新しい医学的な発見についてプレゼンテーションしたりとか、そういう相当専門的な場所でプレゼンテーションするということになりに慣れていらっしゃる方が多くて、やはり一般の方々にわかりやすい、もちろん大学の講義とかで学生さんに講義するようなことに慣れていらっしゃる方というのは比較的わかりやすくなるのだらうと思うのですが、学会のプレゼンテーションみたいな感じで裁判の説明をされるような方はかなり難易度が高くなってし

まう。その辺が人によりけりというところは大きいかなという気はしますね。

(司会者)

矢口弁護士はどうですか。

(弁護人)

私は経験が2件なのですが、実はもう一件の方もお医者さんに来ていただいた件でして、その件はプレゼンテーションではなく、尋問形式の事件でした。

そのお医者さんと話してみると、言葉がどんどん先に出てしまうタイプなので、尋問形式にして話していただくところをぶつ切りに裁判所に提出するという方法があつた先生に合っていたのだなと私なりに勉強しましたので、今後、また医師の方に来ていただくというときには、事前の準備をしっかりと、この先生はどういうタイプなのかというのを見極めて、来ていただきたいなとは思っております。

(司会者)

それぞれの事件に入っていきたいのですが、1番さんの事件というのは事実関係も責任能力の点でも争いはなかった、ある意味ではとっつきやすかつた事件なのですかね。それでも、やはり難しい言葉は結構いろいろと出ていましたね。

(1番)

基本的な言葉は、最初にいただいた冊子か何かに、公判というのはこういうものですよというのがあつたような気がして、それをさっと読んでから行つたような記憶があるのですけれども。いただいたものの中に入つていた気がします。

(司会者)

言葉が難しいのでわからなかつたということは、なかつたという感じですか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

判決書を見ますと、被告人は悪い行動に出ることを思いとどまる能力が著しく減退した状態にあつたものと認められるという表現があるのですが、難しそうですね。

そうでもなかったですか。

(1番)

その部分は一緒に決めたものですがけれども。

(司会者)

この事件はもともと限定責任能力、心神耗弱であるということで、当事者が双方一致しているので、それで問題ないかということを証拠で確認するという感じで済んだということですね。

(1番)

はい。

(司会者)

それに比べますと、2番さんはかなり難しかったようですね。

完全責任能力があったという主張をする検察官と、責任がなかった、心神喪失であるという弁護人、被告人もそういう感じで、解離性同一性障害、多重人格の主張をしていたということで、やはり難しかったですか。

(2番)

難しかったですね。本当に専門用語がたくさん出てきましたし、専門用語の判断基準の解釈の資料を目にすると、米国精神医学会の診断基準と世界保健機構の診断基準というのが出てきて、そのバージョン違いというのも出てきて、それをどう解釈するのかということで、すごく難しかったです。

(司会者)

この事件は、先ほど治部裁判官も言ったのですが、プレゼンテーションの時間も長かったのですね。専門用語としても、診断の基準としてDSM-VとかICD-Xとかというものが。

(2番)

飛び交いましたね。

(司会者)

初めて聞く言葉が出てきたので、ついていくのが大変ですよ。

(2番)

大変でしたね。裁判官の方はすごくわかりやすいように整理して一生懸命伝えようとされていたので、それがすごく我々にとっては理解を促進する大きな理由になったと思います。

(司会者)

3番さんの事件では、動機が了解可能だとか、元来が平素の人格との親和性とか、反道徳性、違法性の認識があるとか、目的に沿った行動をとり犯行が一貫しているなどということが話し合われたようなのですけれども、そのあたりの議論はどうでしたか。難しくなかったですか。

(3番)

基本的に本人は全く覚えていないということをずっと主張していきまして、事実を組み立てる上では証拠と被害者の証言、それらの整合性といったもので、事実関係としては、それをしっかり聞いたかといえ、しっかり聞いたようではないのです。

やはり問題は精神、心神喪失、心神耗弱という部分で、この裁判の中ではアルコールに関しては喪失とならないということを行っています。ただ、再三先ほどから紹介していますように、本人は解離性障害を主張しており、鑑定人もその疑いがあるということで、弁護人側はそれを論点とはしていないようでした。

結局、公判で出てきた事実に基づいて結論を導くしかないもので、出てこないものに対しては議論しようがないので、その話し合いの中でも、2番さんの裁判のような解離性障害について話し合うというような場面はほとんどなかったと思います。

ただ、先ほど弁護士の方からも少し出ましたけれども、鑑定人尋問が一番最後だったのです。疑いがあると言ったのですけれども、当然日々の行動とか身近な人がどういうことを観察しているかということは知りたいわけです。そういったものに関する資料が少なかったとか、少し不安に思っていたのは、もしそういうことがあるのならば、弁護人の方はその解離性障害の治療をする人であれば、それに関わる

日々の行動に何かあるはずですよ。よくわかりませんが、そういう行動とかというのが、そういう証言があれば違うのかなと思いました。少しその辺は不満に思ったところでした。

ただ、出てきた事実に関しての上で議論する限りでは、こういった結論にならざるを得ないのかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

5番さんの事件は、事実に争いはなく責任能力だけが問題になっていたのですが、判断のポイントというところはすぐにわかりましたか。審理の途中からわかるのより冒頭からわかるのが一番いいのですけれども。

(5番)

最初はやはり事件の全貌がつかめない、わからないですので、裁判員裁判の公判に出てみて初めてわかることですので、最初は全体像がわからない。

それで、日にちが経つにつれてだんだん事実がわかってきて、その中で被告人の判断能力がある、ない、心神耗弱の状態なのか否か、そういうのがだんだんわかってきたということですね。

(司会者)

6番さんは先ほどから伺っていますけれども、やはり初日が結構いっぱい、充実しているとも言えるのですけれども、なかなか大変だったということですよ。

(6番)

そうですね。もう少し日が経ってからというか、翌日からとかであったら、もう少し何か聞いたかったことを聞けたりとか、事件のことも少しみんなで共有し合いながら、ここはもう少し聞きたいよねとか、被告人にも質問できるタイミングがあったのですけれども。

二日目にも被告人に話を聞くことができたとは思うのですけれども、それでもまだタイミング的に早かったような気がして、もう少し質問したいというのが少し議

論が進んでから、温まってからといたしますか、できるタイミングがあったら、もっと聞きたかったことがあったのに、少し聞きたいなというところが出てきたころには、もう聞けないというような状況だったように感じました。

(司会者)

6番さんの事件では、審理は二日間で終わってしまっているのですか。

(6番)

はい。丸々一日目にありまして、二日目も午前中に、あと何か質問することはないう感じに被告人の方に聞いて、あとはずっと話し合っただけという流れだったと思うので。

(司会者)

もう少し、ゆとりのある審理日程の方がよかったですか。

(6番)

多分初日で結構ほとんどのことを、自分の中で解釈したり、慣れない状況の中でやるというところで、もしかしたら100%までは行かないにしても、80%ぐらいの力をみんな出そうと思って臨んでいると思うのですけれども、50%ぐらいしか出しきれないうちにどんどん進んでいってしまうというイメージでした。

(司会者)

裁判官としては、裁判員の皆さんはお忙しいので、できるだけコンパクトにおさめようとする意識が働くものですから、ぎゅっと詰め込みすぎてしまうところがないわけではないのですが、この事件について言うと、二日間で証拠調べが終わって、二日目の午後の遅い時間には論告、弁論として検察官と弁護人が意見も述べているのですけれども、これはもう少し余裕があった方がよかったですか。

(6番)

たしか全てでは5日間だったのですけれども、評議がまとまれば翌日は午後からでと言っていたのに、やはりまとまらなくて、みんな朝から来るという日が1日あったと思うのです。

やはりそのぐらい、コンパクトにしようとしてもなかなか意見もまとまらなくてというところがあったので、人それぞれではあると思うのですけれども、私としては、多分この裁判員になったというのは、それだけ皆さんも覚悟を持って、よし、頑張るぞという誇りみたいなものを持って参加していますから、そうであればしっかり向き合いたいという気持ちとか、しっかり理解したいとか、できることは質問をしっかりとしたいなどという気持ちで臨まれていると思います。1日目は、まだそわそわしている状況でしたから、そこにすごく大切な部分があったというのが、実感が湧かないまま進んでしまったのがもったいないような気がします。それが例えば仲間とも少し打ち解けて、裁判官の方ともぎっくばらんに話ができるような状況で、被告人や先生のお話を聞く場になって、自分も発言することがあるからしっかりそういう疑問があったら覚えておくようにというのがあれば、少し違ったかなというふうに思います。そうしますと、また1日、2日は少し多くなってしまう可能性もありますけれども。

向き合ってしっかりやりたい気持ちがみんなきつとあったと思うのですけれども、何か少し出しきれなかったという感があったと思います。

ただ、2番さんのように十何日間もとなると、またそれは大変かなとは感じているのですけれども、やるからには、皆さん、すごく意欲的にな気持ちを持っていたと思うので。

(司会者)

2番さんはどうですか。逆に審理が長かったのですけれども、もう少しコンパクトにできたのではないかと、そういう御意見はありますか。

(2番)

コンパクトにはできなかったと思います。1日でも、本当は5時で終わらせるところをどうしても終わらなくて、時間を延長して審理を続けたという日がありましたけれども、予備日は使わなかったのかな。最終的には行けたのだと思いますが、結構みっちりやったような感じではあったので、時間は長かったのですけれども、

それでも確かに足りないような感じではありましたね。

ただ、これをもっと長くやってもいいよと言われても、なかなか現実的には難しいのかなと思いますので、最大でもこのぐらいなのかなと思います。

犯人が否認をするような本当に大きな事件だったりすると、裁判が長くなるというニュースを見たりするのですけれども、裁判員の方はきっと大変だろうなど、そこばかりに目が行ってしまうような感じですね。

(司会者)

他の方はどうですか。審理の日程は、ご自分が担当した事件として、適当だったとお考えですか。

1番さんは評議も入れると6日間だったと思いますけれども、こんなものですか。

(1番)

最後に近づいて、来週の月曜日は判決なんだってと、でも、あれはどうしてだろうねと質問が上がってきたりとかしましたから、やはりやればやるほど疑問は上がってくるものだなというのは感じました。

(司会者)

3番さんは6日間だったのですけれども、審理の日程はどうでしたか。

(3番)

そうですね。現実問題として幾らでも日があるというわけではありませんし、やはりやっているうちに、どんどん話をしていきますので、いろいろな疑問が後になってまた湧いてきてという部分はありますし、その辺の兼ね合いがあった。実際、私が経験した今回の件につきましては、妥当だったかなと思っています。

(司会者)

5番さんも6日間でしたけれども、いかがですか。

(5番)

ええ。時間的には本当に十分な議論ができたと思います。

論点は心神耗弱の度合いだけといってもよかったのではないかと思いますので、

そういったことから全部で6日間の議論は十分だったかと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

次に裁判官に、例えばこういうことをしてもらったらよかったとか、あるいはこういうことをしてもらったのでよかったとことがありますか。裁判官がこういうことをしてくれたので、審理に参加しやすかった、あるいはこういうことをしてほしかったけれども、してもらえなかったという苦情みたいなものでも結構なのですか、どうですか。

(1番)

裁判官は本当につまらない、ドラマではこうなっているけれども、どうなのですかみたいな質問まで、とても真摯に答えてくださったので、そんな話を時間外のとくにしていたので、とても質問がしやすかったと思います。

(司会者)

こうしてもらえばよかったという要望のようなものはありますか。

(1番)

皆さん、いろいろ質問して、それに答えていただいて、こうしてほしいというのは特別ないです。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、どうでしょうか。

(2番)

いろいろなことが、この事件で、例えばこの人は本当に犯人なのかとか、犯人ならば罪を負えるのかとか、いろいろな考えるべきポイントが複雑に絡んでいるような事件だったかなと思うのです。裁判官の方が一つ一つ、この時間はこの事実に対して考えてみましょうとか、こうですね、では次にはこのコンテンツで考えてみましょう、次はこのコンテンツで考えてみましょうというように、順番に事実を確認

していくような進め方をやってくださったので、非常にわかりやすかったというか議論がしやすかったのではないかなと、その点はすごく私はよかったと思います。

これが変にリードしていたのかどうかわからないですけども、私はすごくわかりやすかったし、多分みんなも議論がしやすかったのではないかと思います。

(司会者)

何か他に要望はありませんか。今後はこうしてもらったら、もっとよいとか、何でもいいのです。

(2番)

本当にざっくばらんにいろいろな質問も聞いてくださったので、裁判官の方に対して特に何か困ったことというのはありませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、どうですか。

(3番)

基本的に裁判官さんは与えられた事実に基づいてしっかりと立証をしていくという、わかりやすく論点を整理して提示していただいたことは、本当に素晴らしい手腕だなと感服いたしました。

その一方、とにかく議論というのは与えられたものでしかできないので、何を与えるかという部分に関しては検察官、弁護人も責任重大だなと思いました。

私の感覚では、弁護人の与え方が足りなかったかなというのは少し思いました。もう少し与えてくれれば、それについていろいろな議論もできるので、その俎上に乗らないことには、こちらの主観とか憶測で、こうなのではないかとか、本当はこう思っていたのではないかということは議論できませんので、その部分については少し私が不満だったところです。

(司会者)

裁判所に対する要望で、こうしてもらったらもっとよかったというのはあります

か。

(3番)

裁判所も全てちゃんと明確に運んでいただいたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では5番さん、どうでしょうか。

(5番)

評議のときに解説をしていただいて、非常に助かりました。ありがとうございます。

それから、休憩時間につきましても裁判官の方が付き合ってくれて、たわいない雑談をさせていただいて、とても気がほぐれてよかったと思っております。

本当にこの6日間の裁判員裁判は、最初はやはり不安だったのですけれども、緊張もほぐしていただいて、事件についてもわかりやすく説明をしていただいて、本当に助かりました。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、裁判官にこうしてもらってよかったとか、あるいはこうしてほしかったというのがもしあれば、お願いします。

(6番)

こうしてほしかったというのは、そんなにはないです。とても気さくに皆さん接してくださいましたし、結構いろいろな年代の方がいらっしゃいました。なかなか先に進めないという方もいらっしゃいましたけれども、その方を置いてきぼりにするわけではなく、こういうふうな解釈はできませんかみたいな感じで、すごくいろいろな角度から語りかけていらっしゃいましたし、その手法などはすごいなと思いつつながら見ておりました。

進め方もすごく順序立てて進めていただいて、すごくわかりやすかったと思いま

すし、資料もとてもわかりやすいので、結構本当に短いというか、30分なら30分の間で、今のところで立ち返ってどうかという質問を常にしてくださるような状況でしたから、多分みんな、前に進んでいくことをわからなかったとか不安だったというのはなく、全てを終えたのではないかなと思います。

ただ、最後の方で量刑グラフが出て、またそこで具体的な懲役が出るというところになったら、ざわついたなという印象があります。

(司会者)

法曹の参加者の方で聞いておきたいということがあれば、どうぞ。

(検察官)

まず検察官の法廷での振る舞いですね。言葉遣いですとか態度なども含めまして、何か気になるところとか、御記憶がある方がもしいらっしゃったらお聞かせいただきたいというのが1点目です。

2点目は、本日は専門家の方に対する審理ということで、議題が多くあったのですけれども、特に被告人ですとか、情状や量刑に関連して、被告人に対して質問をする時間というものがあったと思います。

私、多くの裁判員裁判を見ておまして、裁判員の方々がたくさん質問をするような事件とあまりしないような事件と両方あって、何が違うのかなということを感じているところがありまして、我々はお見ておまして、やはり裁判員の方々には是非積極的に多くの質問をしてもらいたいなど、その方が皆さんの事件に対する理解も深まると思いますし、あと被害者や御遺族の方と私どもが接していて、裁判員の方が積極的に質問されていると、真剣に事件のことを考えてくれているのだなど、被害者のことも考えてくれているのかなという形でいい印象が被害者の方々に対しても伝わったりするのです。

それで、どういうことがあれば質問しやすいのかといったことで何か感想などがありましたらお聞かせいただきたいなど、6番さんが先ほど日程の問題をおっしゃっていらっしゃいましたけれども、他の方々でもし何か感想などがありましたら、

伺いたいなど、この2点でございます。

(司会者)

まず検察官の訴訟活動について何か、ここはよかったとか、逆によくなかったとか、覚えていることがありましたらどなたでも結構なのですが、いかがですか。

(2番)

検察官の方の振る舞いとかは特に違和感はありませんでしたし、女性の検察官の方だったと思いますけれども、この人すごいな、鋭いなという印象を持っています。

少し言いたいのは、警察の方の捜査が何か不十分ではないかと思うところが結構あって、もっとちゃんと調べてくれないとみたいな感じでした。

今回は放火事件だったのですけれども、放火の再現の様子の実験みたいのをして、それを公開してくれていたのですけれども、全然違う状況の中の再現のものではないのかということで、警察の方はもちろん一生懸命仕事をされているとは思いますが、もう少しちゃんと情報を調べて出してほしいなという印象はありました。

(司会者)

検察官については特に問題はなかったということですね。

(2番)

はい。

(司会者)

他に検察官について何かございませんか。

(5番)

1点だけあるのですが、説明をしながら、身振り手振りがすごく大きな検察官がいらしたのです。裁判員の方を見ていて、自分の言っていることをわかってくれよと言わんばかりな感じで説明をされていた検察官がいらっしゃいました。これがいいのかどうかというのはわからないのですけれども、そういったようなことで、多少自分自身を、そこは確かに検察官がおっしゃっていることはそうなのだろうなど

一応納得はできたのですけれども。

(検察官)

少し押し付けがましいということですね。

(5番)

それを少し感じないでもないのですけれども、それが普通なのかどうかというの、あるいは、それがいいのか悪いのかというのもよくわからないのですけれども、法廷ではこういった場面もあるのかなと感じました。

(司会者)

ありがとうございます。

他にいかがですか。

(3番)

検察官につきましては、論点のわかりやすい説明で、聞いたときは本当によくわかったと思いました。

ただ、後で少し考えてみて、結局、被告人に対する事件の責任という観点から立証していますので、被告人にとって有利な部分についてはあまり触れないというか、有利、不利、関係なく事実として開示してほしいなというのは、後で思いました。聞いたときはそう気付かずに、とてもよくわかるなと思って聞いていました。

弁護士につきましては、少し発言が感情的だなと思いました。

例えば私は被告人の無罪を信じておりますと。その方が信じているか信じていないかではなくて、何を根拠にそういう結論になるかということをもっと論理的に言ってほしかった。少し感情的でそういう部分が目立ったので、たまたまかもしれませんが、法律性ということにおいては検察官の方がうまかったなという感じを持ちました。

(司会者)

もう一つの被告人に対して質問をしたかどうかという点なのですけれども、被告人に質問された方はいらっしゃいますか。

(1 番)

何をしたかは忘れてしまったのですが、何か質問したら、だからあ、というふうには始まったので、それでその人となりの方がわかったというような記憶があります。

質問ありますかと言われたときは、被告人のお母さんに対する質問もすごくしたかったし、被告人に対してもとてもしたかったし、質問を楽しみにしていました。

(司会者)

質問をしてよかったわけですね。

(1 番)

よかったです。

(司会者)

2 番さんも質問をされたんですね。

(2 番)

そうですね。法廷の時間も長かったので、いろいろな人に質問しました。具体的に何かというのはよく覚えていないのですが、検察官と弁護人の方の後に補足的な質問という時間がいつもあったので、いろいろ質問させてもらいました。

特に感情的になることもなく、でも、セカンドがやりましたとか、そういうところは解離性的な話で、印象的でした。

(司会者)

3 番さんも被告人に質問をされましたか。

(3 番)

質問したのですが、内容はちょっと。

(司会者)

内容はいいのですが、質問はしたということですね。

(3 番)

質問はしましたけれども、特に印象には残っていません。

(司会者)

5番さんは質問をしましたか。

(5番)

はい。二つぐらいした記憶があるのですがけれども、自分としては、相手に判断能力があるかどうかというのを見るために質問してみたのですが、質問できたということについてはよかったというか、どんどん質問をすべきだと思います。それによって判断がつくのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さんは被告人に質問はされましたか。

(6番)

質問したと思うのですがけれども、内容はそこまで覚えていません。やはり質問できる人と、遠慮してしまって質問できない人がいたなという印象があって、振るので、何番さん、言ってくださいという話を事前にお話しいただいているので、心構えはあるのですがけれども、その段階で質問まではなかなかできないですという方もいらしたので、被告人に対してだと精神的に少しハードルが高いなと感じる方もいるのは事実だなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

矢口弁護士からも何か質問したいことがありましたら、どうぞ。

(弁護士)

まず2番さんの警察の点を議論に挙げていただいて本当にありがとうございます。私たち弁護人の主眼の一つだったので、きちんと議論していただければということ、やはり裁判員の方がきちんと事件に一つ一つ向き合っているのだなというのを感じました。ありがとうございます。

今の話の続きで言いますと、弁護人からですと被告人質問をなるべくしていただ

きたいのです。私のもう一件の方の裁判員裁判は、たしか裁判官からは質問があったのですが、裁判員からは一つも質問がない被告人質問でした。そうすると、そもそも被告人質問の内容が裁判員に伝わっていなかったのではないのかと心配になってしまいます。

裁判員の方が質問していただくと、なるほど、こういう観点からものを見ていただいているのだなというのがわかりまして、たしか私の担当した事件でも、裁判員の質問の後に最終質問をさせていただいたと思いました。

活発に被告人質問できるように、また、裁判員の方には質問していただけたらなと思っています。

先ほど検察官の方の立ち居振る舞いでしたか、こういう質問をすると、弁護人はいつも集中砲火を浴びるのですが、今回も持ち帰って議論したいと思いますので、率直に御意見をいただきたいと思います。

あともう一つ、3番の方がおっしゃっていた、何で弁護人がこういうようなことを議論の俎上に乗せないのか、実は裁判員としてはこういうところが論点のように思っていた、こういうことを挙げてほしかったという点もありましたら、あわせて御指摘いただければ、今後の議論の材料にさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

(司会者)

では、まず弁護人の訴訟活動で何か、こういうところがよかった、あるいはどうかと思ったというところがあれば、言っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

1番さん、弁護人の訴訟活動について何か気が付いたところとか、よかったならよかったでいいのですか、よくなかった、こうした方がよかったのではないかと、御意見でもあればお願いします。

(1番)

弁護人の方はこういう精神状態であったからこういうふうにしたという事実をち

やんと述べてもらったので、そうなのかと思ったのですけれども、後ですごく質問をしたくなった理由は、育ってきた家庭とか、そういうのがわからなかったから私は質問がしたくなりました。

そのときのことだけではなくて、前のこととか、家族関係とか、そういうのがすごく知りたくなってしまって、お母さんにもそういう質問をしたし、その人の家族の歴史みたいな、どんな家庭だったのか、どんなふう to 育ったのか、また、お母さんやお父さんもどんなふう to 育ってきて家庭をつくったらこんなふうになってしまったのかというのが、そういうヒントが何か弁護人から聞けたらよかったかなと、後で思いました。

(司会者)

2番さん、どうですか。

(2番)

その話に関連して言うと、私が出席した裁判では生育歴というのを詳しく説明していただいたような印象があります。

これは弁護人の方から、特にこういう経緯で精神に異常をきたしたと、解離性同一性障害を発症する理由になったのだというパーソナリティーの履歴みたいなことを詳しく説明していただいて、それは被告人のことを理解する上で非常に役には立ったと思いますけれども、最終的には、だからどうこうという判断にはあまりしなかったかもしれないです。

理解はできたし、それがあったので、裁判員の評議の中で被告人を理解するための要素になったのではないかと思います。

(司会者)

3番さんは、何かありますか。

(3番)

確かにこちらの裁判でも、被告人の精神的な問題に基づく入院通院歴等の資料も開示されていますし、鑑定人の意見も出ているのですが、一方で、先ほど1番さん

がおっしゃっていましたが、日ごろどういう生活をしていたのかという部分に関して、なかなか検察の方で調べることは多分ないと思いますね。

もし、そういう証言を集めるとしたら弁護人の方かなと。そうすると、友人関係とか家庭とかということに関して、弁護人の方は恐らく足で行って、そういった証言を集めてくるとかしない限り、なかなか具体的なものが提示できないわけです。そういう部分を受けて、弁護士の方は大変なのだと思います。

検察の方はそういう部分に関して集めようとはしないわけです。あくまでも起きた事件のことについての証拠を集めてきて提示していくのですけれども、本人が日ごろどういう生活を送ってきたかという部分に関しては、やはり1番さんがおっしゃるように、見えないわけです。履歴として通院履歴は何年から何年までどこに入院していたとかは全部出ているのですけれども、今の精神状態がどういう状態なのか、なかなか裁判員にはうまく結び付かないのかなと。そういった部分について少しどうなのかという印象を持ちました。

ただ、私が学んだことは、あくまでも裁判は起きたことについて集中すべきだというのは、全くそのとおりだと思いました。

ただ、精神的な問題が絡んでくる場合には、これは争いの部分はある程度は明らかにしていけないと、適切な判断というのは難しいかなという気がします。その辺が私自身、何とも求められない状況、変わらない状況ですね。

(司会者)

ありがとうございました。

5番さん、弁護人の訴訟活動について何か御意見はありますか。

(5番)

私の参加させていただいた事件につきましては、弁護人の方は普通にしっかり状況証拠、本人の経歴とか仕事とか生活とかというのをしっかり集めてくださっていたものだと思います。

特段、こういうふうにした方がよかったのではないかというところは特にありま

せん。

(司会者)

6番さん、弁護人の活動で何かありますか。

(6番)

最初の冒頭陳述のところで、検察官の方から冒頭陳述があつて、すごくばしつと言われたというか、資料をもとにずばつと自分の心に響いてきて、その後に弁護人という感じだったので、それもあつてか、弱さみたいなのは少し感じてしまったのかなという感覚があります。

弁護する側ですから被告人の方に、悪くというのではなくて言葉でというところで、弱さというか情緒的なところが出ての感じだったのかなとは思うのですが、同レベルで考えられるようなものであれば、また少しあれだったと思うのですが、最初の段階ではどうしても検察官の方の言っていることの方が強いような感じのイメージで、心理的にこの人が悪いみたいな感じに捉えてスタートしたような感覚は残っています。

今お話にあったように、その方の過去の生い立ちみたいなものは、たしか私は被告人に直接質問したなど。そうしたら、それを話したくないですという感じになって、だから、そういうのは載せていないのだなど、そのときに思ったので、そういうのは記すべきではないのかもしれないのですが、その点に関してはそういうことですみたいなのが入っていれば、また違ったのかなというのもあったりします。それを載せるべきかどうかというのは、わからないのですが、そういう情報があるのであれば、どこかに載せてあってもいいのかなという気はしました。

(司会者)

ありがとうございます。

最後に、今後、裁判員として参加される方に一言ずつメッセージをお願いしたいと思います。

1番さんからお願いします。

(1 番)

皆さん、お忙しいと思いますが、自分の知らない世界を知ると本当に人生が広がりますので、絶対お勧めです。

(司会者)

ありがとうございます。

2 番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

私自身も参加して勉強することが多かったです。裁判員というものに参加するのは意味があるのかなと思っていたところも実はあったのですけれども、実際に参加してみて、被告人の方に対してちゃんとした罪を認定して、それに対する罪を償うことをやってもらうということをする上では、我々の意見というのを提供することに意味があるだろうと、公正にやる上でも何か意味があるだろうとすごく思ったのです。

この制度は、参加するのは結構大変なのですけれども、裁判員に参加してちゃんと多くの人の目で被告人の罪を償ってもらうということは我々の社会として大事なのかなと思いましたが、社会の一員として是非参加してもらいたいかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

3 番さん、いかがでしょうか。

(3 番)

今回参加して、特に強く思ったことは、自分自身がこの社会の構成の一人であり、自分の所属する社会を健全な形として保つためには、しっかり向き合っていかなければいけないのだなということをむしろ学んだという形ですね。

実際、本当に真剣に裁判官の方は引き受けていらっしゃって真剣でした。いろいろ助言していただいて学ぶべきところが多かったです。

可能性がある方で実際にされた方は2%ぐらいしかいないということですが、今から考えれば幸運だったなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

この裁判員裁判は検察官の方と弁護士の方だけでなく、特に裁判官の方の負担が非常に大きいと思うのです。その上に成り立っていると思うのですが、そういった裁判員裁判に参加させていただいて、こういうものがあるのだということがわかって、とてもいい経験ができて本当によかったなと思います。

ですので、これからなされる裁判員の方も是非積極的に参加していただければと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

私も最初はちゅうちょしたのですが、最終的にはすごくいい経験になったなと思っています。

日々の生活ではなかなか考えることのないところでしたけれども、すごく勉強になりましたし、それからの生活というかニュースを見たりするときも観点が変わって、人生経験になると思いますので、是非参加していただいて今後役に立ててもらいたいなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

最後に検察官から何かありますか。

(検察官)

今日は大変貴重な機会をありがとうございました。

皆さん、有意義な機会だったとおっしゃっていただけて、よかったなと思います。

今後も検察の一員として裁判員の皆さんに有意義な経験をしていただけるように努力したいと思いますので、是非参加いただければと思います。

(司会者)

矢口弁護士からもお願いします。

(弁護士)

今日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。

意見を持ち帰らせていただきまして、今後の弁護活動がより向上するように努めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(司会者)

皆様から伺った御意見、御感想を今後のよりよい裁判に生かしていきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上